

能代市部活動地域展開推進計画

～ いざ進もう 部活動の先へ ～

令和8（2026）年4月

能代市教育委員会

はじめに

中学校の部活動は、子どもたちのスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、体力の向上や健康の増進、感性・表現力の育成のほか、自主性・連帯感等を育てるなど、様々な教育的意義を有した活動であります。

しかし、急激な少子化が進む中、各学校での部活動種目数に格差が生じているほか、合同部活動の取組では、年度ごとに編成が変わり指導者や指導方針も変わるなど、決して好ましい環境とは言えず、これまでと同様に各学校が運営する部活動には多くの課題が生じています。

また、部活動の運営は、これまで教職員の献身的な勤務によって支えられてきましたが、長時間勤務の一因であることは否めません。生徒の減少とともに教職員も減少する中で、本市の部活動顧問の約6割は、その種目の未経験者による指導となっており、部活動の質の低下が懸念されるほか、教職員の精神的負担も大きく、本来の教育面の充実のためにも改善は必要とされています。

このように学校部活動は、大きな岐路に立たされており、全国の市町村が新たなカタチを模索する中、本市においても未来を担う子どもたちへスポーツ・文化芸術活動が有する様々な価値を継続して提供することは重要と考え、令和2（2020）年度から市内中学校へ部活動指導員を配置し、部活動の運営・改善方策に取り組んできたほか、令和5（2023）年度には「能代市部活動地域移行推進計画」を策定し、平日を含めた部活動の地域移行を進めてきました。

この間、様々な課題が抽出され検討を重ねてきた結果、一定数の地域クラブの創設やスポーツ少年団での中学生受入などの成果も出ていますが、同計画に掲げた令和8（2026）年度までに全種目を移行するという目標には辿り着かない状況であることから、改めて方向性を示す計画を策定することとしました。

将来的な目指す姿は、子どもたちのみならず地域の誰もが、身近でスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境の構築です。しかしながら、本市の部活動は長年にわたり中学校体育連盟や吹奏楽コンクール等の大会参加及び活躍を目指した活動が根付いていることから、まずは現在活動している学校部活動種目の地域展開を優先的に整えることとし、段階的に部活動種目以外の多種多様な活動環境の構築や地域の誰もが楽しめる環境づくりに挑戦したいと考えています。

この部活動改革は、長年の常識を変える大改革ですが、将来の子どもたちのためにも学校、スポーツ・文化芸術団体、保護者、企業等の皆様と合意形成を図り連携して進めていきます。

いざ進もう 部活動の先へ！

目 次

はじめに

I	部活動地域展開の背景	1
1	国の動向	
2	本市の中学校部活動を取り巻く現状	
	(1) 少子化の影響	
	(2) 学校の現状	
II	目指す姿及び基本目標と取組方針	5
1	目指す姿	
2	基本目標	
3	取組方針	
	(1) 第一次部活動廃止時期の設定	
	(2) 平日を含めた地域展開の実現	
	(3) 持続可能な活動の体制づくり	
4	計画期間	
III	地域クラブ活動の在り方及び認定制度	6
1	地域クラブ活動の在り方	
2	能代市認定地域クラブ活動	
	(1) 制度概要	
	(2) 種目及び参加生徒の対象区域	
	(3) 認定要件	
	(4) 指導者	
	(5) 支援内容	
IV	推進体制及びロードマップ	12
1	推進体制	
2	ロードマップ	
V	その他	13

I 部活動地域展開の背景

1 国の動向

令和4（2022）年12月、スポーツ庁・文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和8（2026）年度までに休日の部活動の地域移行を目指すとなりました。この間、指導者や活動場所の確保、保護者負担等の多くの課題が浮き彫りとなる中、令和7（2025）年12月に文部科学省にて新たに「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「総合的なガイドライン」という。）を示し、令和8（2026）年度からの6年間を改革実行期間と位置づけ、令和13（2031）年度末までに休日の完全移行を目指すことなどを示しています。

また、「地域移行」という名称について、従来学校内で運営されていた活動を広く地域に開き、地域全体で支えるという意図を込めて「地域展開」に変更するほか、地域クラブ活動に関する認定制度を設け、市町村が認定した活動を「認定地域クラブ活動」と呼び、各種支援を行うとしています。

【総合的なガイドライン 理念・方向性】

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し学校教育の質も向上。
- 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子どもたちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- 「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

2 本市の中学校部活動を取り巻く現状

（1）少子化の影響

本市の中学校生徒数は、平成27（2015）年度の1,337人から10年後の令和7（2025）年度には895人となり（H27比較33%の減少）、急激な少子化が進んでいます。さらに5年後の令和12（2030）年度には729人（H27比較45%、R7比較19%の減少）と推測され、平成27（2015）年度からの15年間で約半数になると推測されます。

図1：能代市における中学校生徒数の推移（各年5月1日時点、令和8(2026)年以降見込）

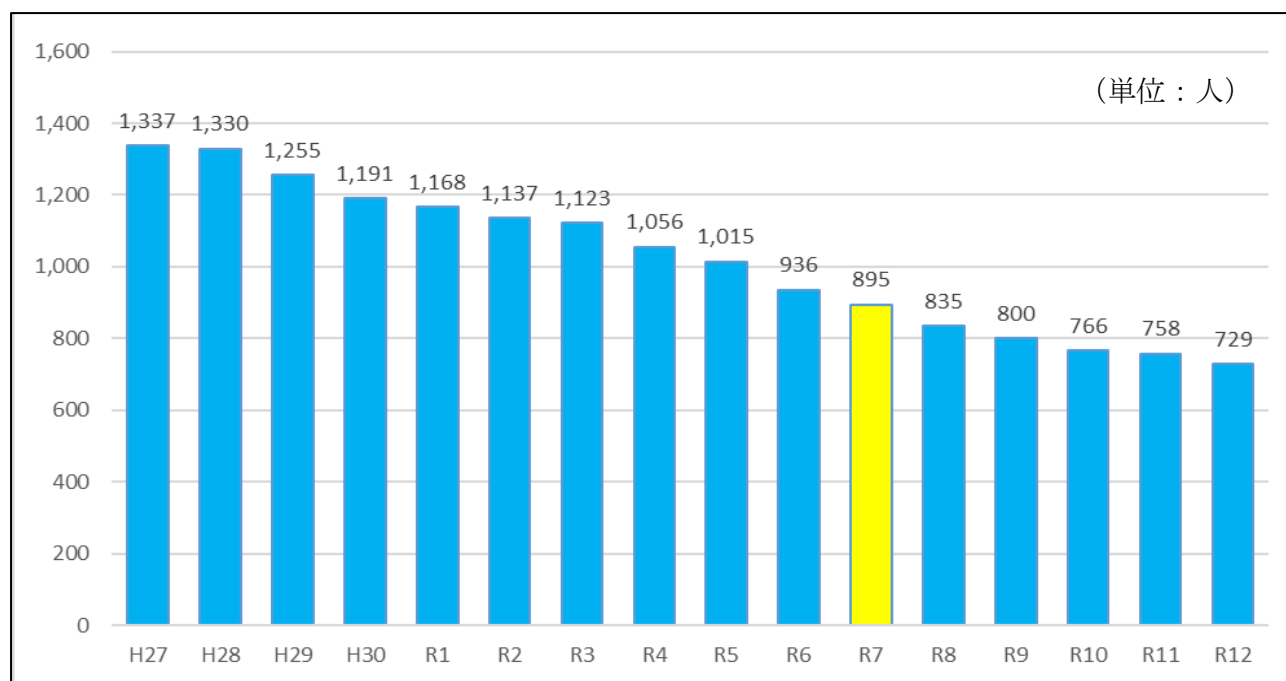


表1：各中学校生徒数推移（各年5月1日時点、令和8(2026)年以降見込）

（単位：人）

学校名	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
一中	226	227	206	201	191	202	206	190	161	130	125	131	126	111	103	99
二中	296	300	310	296	320	298	288	273	277	258	249	228	224	201	207	196
東中	139	128	123	110	102	100	97	99	104	98	87	66	59	59	68	74
東雲中	242	239	217	209	251	237	225	182	174	170	166	156	157	169	159	145
南中	203	210	208	204	179	167	180	180	177	160	150	152	148	152	142	137
常盤中	38	29	28	25												
二ツ井中	193	197	163	146	125	133	127	132	122	120	118	102	86	74	79	78
合計	1,337	1,330	1,255	1,191	1,168	1,137	1,123	1,056	1,015	936	895	835	800	766	758	729

少子化は部活動加入生徒数の減に直結するほか、近年では必ずしも部活動に加入しなくても良い風潮の中で加入率は低下の傾向となっています。（R5加入率：96.2%、R7加入率：87.3%）

団体種目においては学校単位でチームが組めず、合同チームで大会に参加せざる得ない種目、学校が増加しています（野球、ソフトボール、剣道、男女バスケットボール、バレーボール、吹奏楽）。合同チームは中学校体育連盟等の救済措置ですが、毎年組む学校が変わり同チーム内でも指導者が変わるなど、課題となっています。

文化部活動では吹奏楽の部員も減少が顕著であり、小編成の活動が主となることや、指導体制等が課題となっています。

学校部活動の加入率の低下が進む中で、学校外での地域クラブ活動等の環境を整え、スポーツ・文化芸術活動を行う生徒の割合を維持する環境づくりが求められます。

表2：中学校部活動の部員数（令和7（2025）年4月時点）

	一中	二中	東中	東雲中	南中	二ツ井中	合計
生徒数(人)	125	249	87	166	150	118	895
野球	13	18	3	14	11	9	68
ソフトボール		5	1	7			13
男子ソフトテニス	9	17	14		6		46
女子ソフトテニス	12	15		11	9	8	55
剣道	6	18		6			30
陸上	20	20	12	19	30	18	119
男子バスケットボール		15		24	17	4	60
女子バスケットボール	9	7	12			2	30
卓球	12	22	3	24	3		64
バレーボール		7	4	11	12	4	38
柔道		8		4	9	8	29
体操		4					4
水泳		7			2		9
吹奏楽	14	25	26	30	19	9	123
美術	14	11		2	27		54
学芸部等		1				3	4
地域クラブ等	7	12	9			7	35
合計	116	212	84	152	145	72	781
加入率	92.8%	85.1%	96.6%	91.6%	96.7%	61.0%	87.3%

※ は合同チーム（市外中学校を含む）

（2）学校の現状

少子高齢化や情報化の急速な進展など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、ICT教育への対応、いじめ・不登校への対応のほか、複雑化する進路指導や保護者等からの意見や相談対応など、部活動対応のほかにも教職員が取り組まなければならないことが多様化・複雑化しており、厳しい勤務実態が社会問題化しています。

また、生徒の減少に伴い教職員も減少しており、一教職員の負担が増えていることも課題となっています。

一方、国の地域展開の方向性では、地域クラブには、これまでの教職員の指導者等の関りも重要とされており、希望する教職員が地域クラブから謝礼を得ながら活動できる兼職兼業の仕組みを制度化しています。本市における教職員のアンケートでは、積極的に希望するが1.3%、条件が合えば希望するが11.5%との意向に留まっており、兼職兼業の促進を図る必要があります。

表3：教職員の時間外在校等時間の状況（令和6（2024）年度実績）

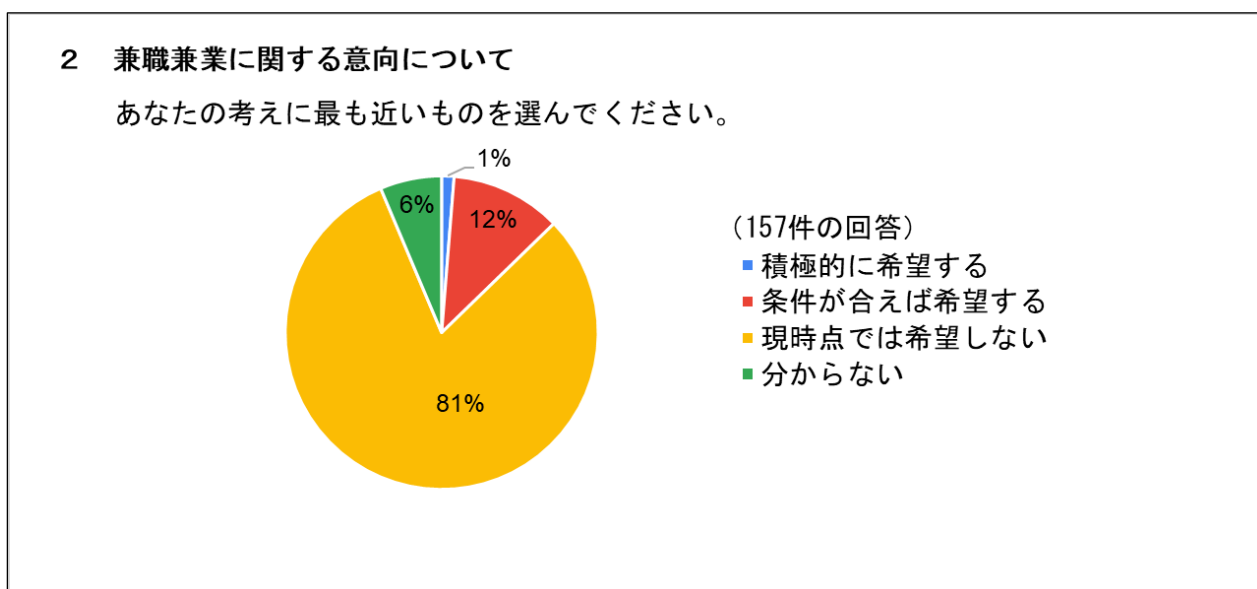
	年平均	月45時間を上回る割合
小学校	月27.9時間	23.0%
中学校	月39.0時間	50.0%

表4：学校数・生徒数・学級数・教職員数の推移（各年5月1日時点）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
中学校数(校)	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6
生徒数(人)	1,337	1,330	1,255	1,191	1,168	1,137	1,123	1,056	1,015	936	895
学級数(学級)	58	57	55	53	51	47	47	45	46	45	47
教職員数(人)	181	184	185	185	164	159	168	164	167	165	160

※教職員：直接的に生徒への教育を担当する教員のほか、事務や保健など学校運営を支える全ての職員

図2：教職員の兼職兼業におけるアンケート調査抜粋（令和8（2026）年1月実施）



Ⅱ 目指す姿及び基本目標と取組方針

1 目指す姿

将来にわたり子どもたちが多様性に富んだスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を構築します。

2 基本目標

現在活動している中学校部活動種目の地域への展開により、活動機会の確保・充実を図り、各学校における体験格差を解消します。

3 取組方針

(1) 第一次部活動廃止時期の設定

令和11（2029）年度を第一次部活動廃止年度とします。

種目毎に活動生徒数が違うほか、クラブの受入可能人数や中学校体育連盟主催大会に参加するルールが違うことなどを踏まえ、種目毎に地域展開を図ります。環境が整った種目は前倒して実施しますが、入学前の児童及び生徒や保護者への十分な周知と情報共有が必要となります。

(2) 平日を含めた地域展開の実現

本市では、指導者が変わることの弊害や将来を見据え、平日と休日の隔たりのない地域展開を目指します。種目によっては、休日の地域展開からの整備推進も考えられます。

(3) 持続可能な活動の体制づくり

生徒や保護者にとって安心できる地域クラブ活動の整備が必要であり、指導者研修や保険加入等を必須にするほか、持続可能な活動のために市からの活動支援が必要となります。支援は、活動場所の斡旋や指導者研修等の機会提供のほか、費用面の支援、移動支援などが考えられますが、国等の施策を含め段階的に検討していきます。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和10（2028）年度までの3年間とします。この期間を「第一次推進期間」と位置づけ、令和11年度（2029）の第一次部活動廃止を目指します。

【参考：次期計画】

次期計画では、令和11（2029）年度から令和13（2031）年度の3年間を計画期間とし、「第二次推進期間」と位置づけます。令和10（2028）年度に中間評価を実施し、様々な要因により地域展開できていない種目の実現や部活動種目以外の多種多様な環境づくりの推進に取り組みます。

また、平日の地域展開が困難な種目についても令和13（2031）年度末までに休日の完全移行を目指します。

【参考：国の改革期間】

令和8（2026）年度から令和13（2031）年度までの6年間で「改革実行期間」として設定し、改革実行期間内に、原則全ての学校部活動において休日の地域展開を目指す。令和8（2026）年度から令和10（2028）年度を「前期」、令和11（2029）年度から令和13（2031）年度を「後期」とし、前期の終了時に「中間評価」を実施し、その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進。

Ⅲ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方

地域クラブ活動においては、「総合的なガイドライン」に基づき、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、社会全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要となります。

【学校部活動が担ってきた教育的意義の例】

- ①スポーツ・文化芸術等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- ②体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- ③自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ④自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ⑤互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

【地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例】

- ①生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）
- ②生徒の個性・得意分野等の尊重
- ③学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ④地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ⑤適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ⑥学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導

2 能代市認定地域クラブ活動

(1) 制度概要

能代市において、中学生の望ましい活動を支える地域のスポーツ・文化芸術団体等の活動を「能代市認定地域クラブ活動」と認定し、活動の推進を図ります。

認定するクラブ活動については、「総合的なガイドライン」の「地域クラブ活動に関する認定制度」に基づいた、「能代市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」（以下「能代市認定地域クラブ活動要綱」という。）を制定し、学校との連携が図れていることや指導体制が構築されていること、クラブ規約等により適切な運営を行うことなどを確認します。これにより、子どもたちがのびのびと安心してスポーツ・文化芸術活動を楽しめる環境を維持します。

また、本市では令和5（2023）年に策定した「能代市部活動地域移行推進計画」以降、既に地域クラブとして活動しているクラブがあるほか、それ以前に中学生徒を受け入れて活動しているクラブ等があります。これらのクラブ等が「能代市認定地域クラブ活動要綱」に沿った地域クラブ活動を行うとした場合、様々な点で転換する準備期間が必要となります。この期間を令和8（2026）年度末までとする経過措置期間とし、より良い活動の在り方を構築していく必要があります。

(2) 種目及び参加生徒の対象区域

①種目

第一次推進期間における種目は、現在活動している中学校部活動種目及び中学校体育連盟が主催する大会等へ参加する下記種目とします。

【種目名】全 16 種目

- ・野球 ・ソフトボール ・ソフトテニス ・剣道 ・陸上 ・バスケットボール
- ・卓球 ・バレーボール ・柔道 ・体操 ・水泳 ・バドミントン ・フェンシング
- ・スキー ・吹奏楽 ・美術

また、児童アンケート（対象：小学生4～6年生）では、中学生になったら、放課後や休みの日について、勉強する以外に地域クラブ活動をしたいとの回答は79.1%あり、その多くは現在の部活動種目であるものの、ドッジボール、スノーボード、ダンス、和太鼓、合唱などニーズの多様化が見られます。第二次推進期間では、この多様性に対する取組も重要となります。

図3 地域展開に関する児童アンケート調査抜粋（令和7（2025）年1 2月実施）

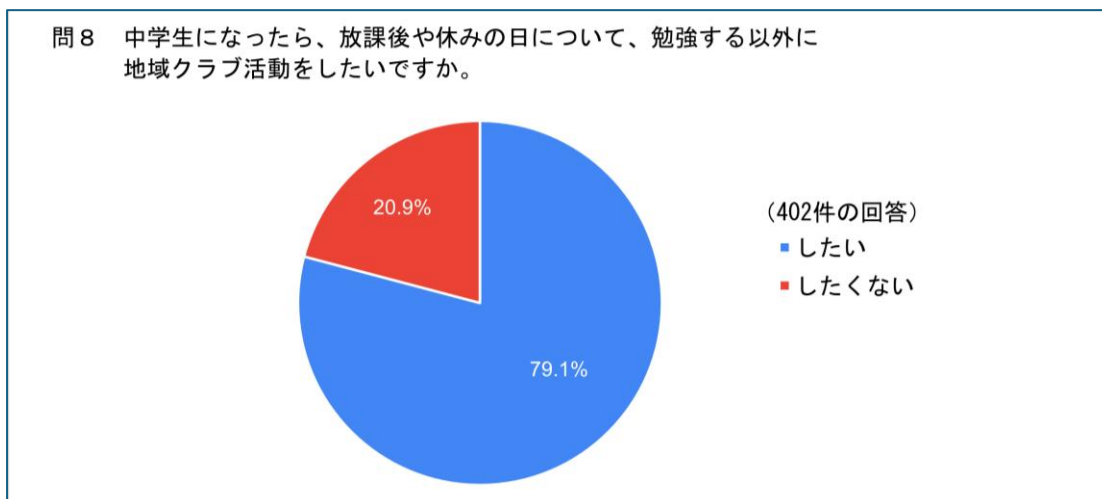
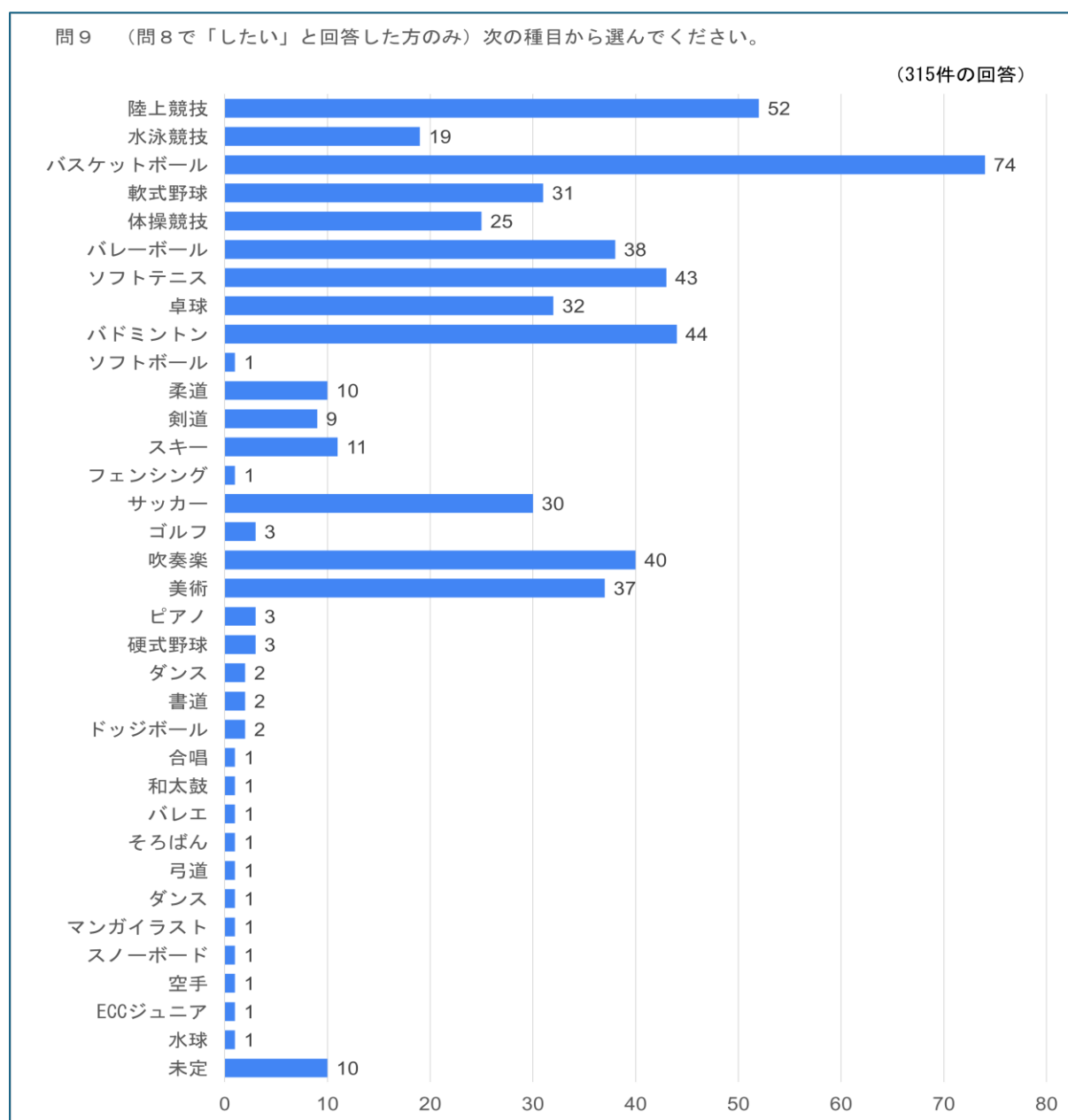


図4 地域展開に関する児童アンケート調査抜粋（令和7（2025）年1 2月実施）



②参加生徒の対象区域

対象区域については、生徒数が減少する中でも多種多様な種目の整備を図る観点から、市内全域を対象とします。ただし、参加生徒が多いと見込まれる種目等については、受皿となり得る種目団体や関係者等と協議のうえ、複数の中学校区を定めた対象区域を設けるなどにより過多・過少を防ぎ、充実した活動となるように設定します。一方、市内生徒のみで団体種目に参加できない種目や近隣自治体で整っていない種目については、広域的な受け入れも可能とします。

また、認定する地域クラブ活動の数は、将来的には種目毎に1クラブを基本としますが、生徒が自身の志向に合った地域クラブ活動を選択できる環境を構築する観点から、複数の設置も検討します。既存クラブについての急激な統合や廃止は行いませんが、参加生徒数等によっては将来的に種目毎1クラブへの転換が必要と考えます。

(3) 認定要件

①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

○生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること

○能代市に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない

○選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること

②適切な活動時間や休養日が設定されていること

○生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること

○年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とすること

③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

○地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④適切な指導の実施体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
- 能代市が定める研修を受講し、能代市に登録された指導人材が活動に携わること
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること

⑤適切な安全確保の体制が確保されていること

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休憩時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 能代市、地域クラブ活動の実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥適切な運営体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること
 - ・団体の目的
 - ・役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること
 - ・総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

⑦学校等との連携が適切に行われていること

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること

(4) 指導者

指導者については、「能代市認定地域クラブ活動指導者」登録制度」により、指導者の登録や研修等を行います。また、教職員の兼職兼業の促進を図ります。

なお、種目によっては、大会等への参加に各競技団体の資格保有（ライセンス等）を条件とされる場合もあります。

指導方法等については、「総合的なガイドライン」の「Ⅳ 学校部活動の在り方」の遵守を求めます。

【主な要点】

- 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
- 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
- 競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 適切な活動時間・休養日等の設定
- 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

(5) 支援内容

①活動場所の斡旋

活動場所については、地域の学校、公共スポーツ施設、社会教育施設等を斡旋します。スポーツ分野については、スポーツ施設の指定管理者である能代市スポーツ協会と連携し、調整等を行います。文化芸術分野については、活動場所の確保のほか、用具等の運搬・保管などの課題が多く、更なる検討を要します。

②指導者研修等の受講機会や各種情報提供

県や市で開催する研修等の案内のほか、認定地域クラブ活動に係る各種情報を提供します。

③教育委員会及び小・中学校等との連携支援

認定地域クラブ活動の実施主体と、様々な情報共有等を図るために、教育委員会内にコーディネーター、各小・中学校には「地域展開推進員（教職員）」を配置します。

④その他の支援

中学校体育連盟主催の大会等へ参加する、営利を目的としない地域クラブへの活動費の一部補助や国の支援メニュー活用による支援を実施します。（経済的困窮世帯の生徒への参加費等支援など）

また、国の施策・支援等を踏まえた支援の拡充や移動支援等について、継続した検討を行います。

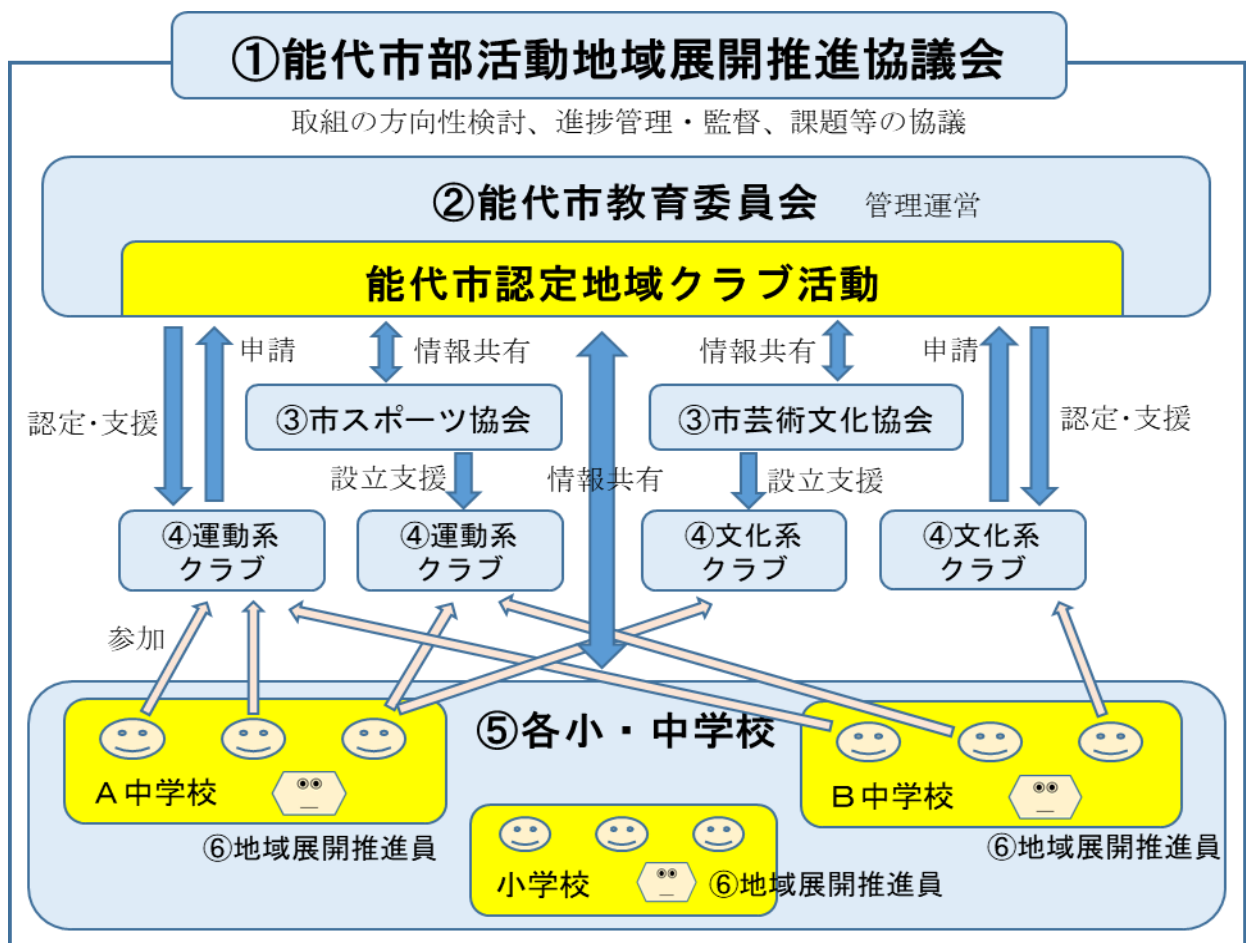
IV 推進体制及びロードマップ

1 推進体制

能代市が取組の責任主体として学校、スポーツ・文化芸術団体等の多くの関係者と連携し、段階的・計画的に取り組めます。当面の間、地域クラブ等の活動を統括する運営団体は、能代市教育委員会が担い、「能代市認定地域クラブ活動制度」の運営、練習場所の確保・斡旋、学校やスポーツ・文化芸術団体との調整等を行います。

また、取組の方向性協議や進捗管理の場として、関係者(学校・保護者・行政・運営団体・競技団体等)で構成する「能代市部活動地域展開推進協議会」との協議を重ね推進を図ります。

図5 取組スキーム



【各主体の役割】

①能代市部活動地域展開推進協議会（全体推進管理）

取組の方向性の検討、進捗管理・監督、課題等の協議

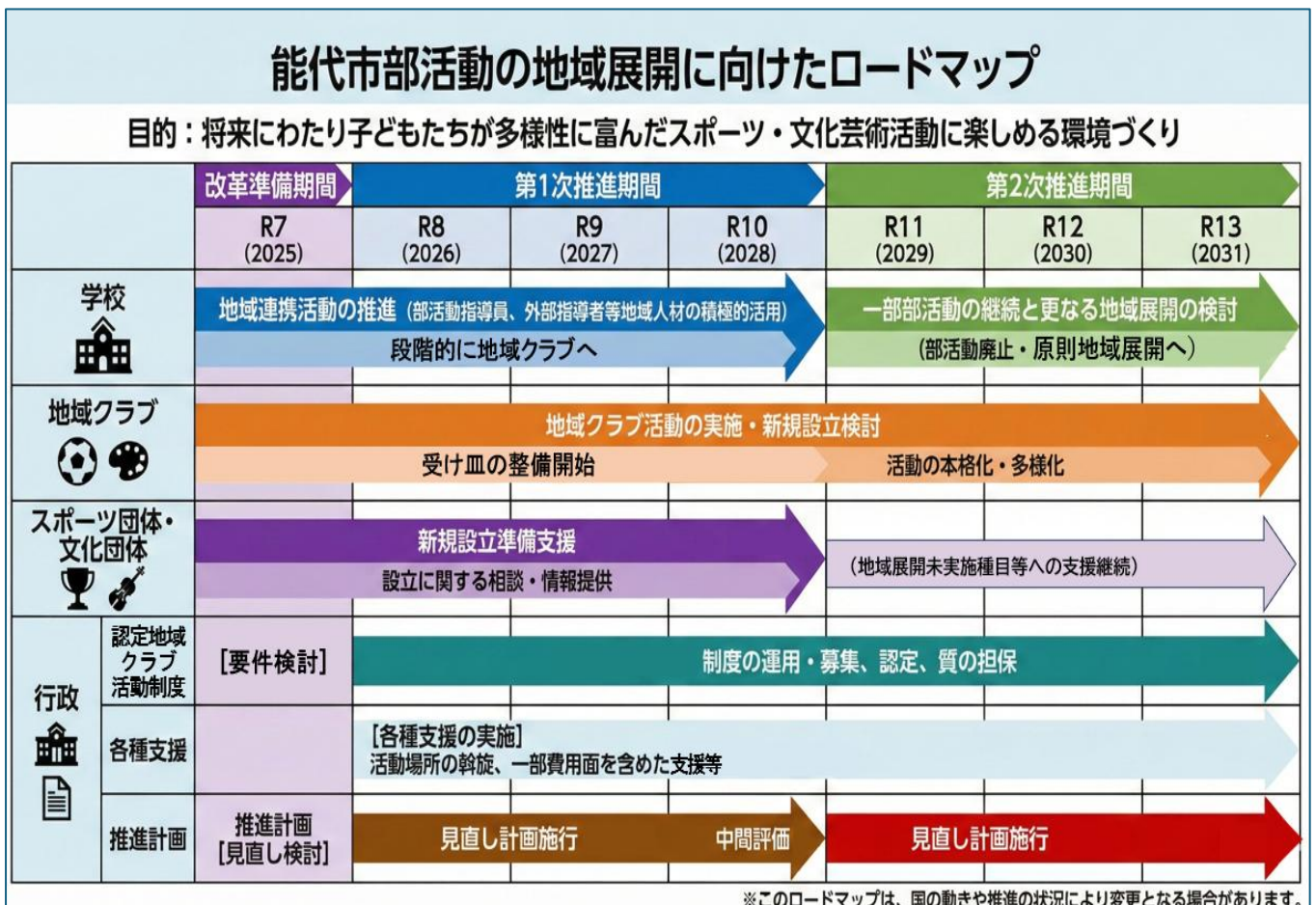
②能代市教育委員会：運営団体（子どものスポーツ・文化環境の構築）

全市的な推進体制の整備

- ・学校やスポーツ・文化団体、地域クラブ、指導者等との連携
- ・支援策の検討（活動場所、活動費、移動支援など）
- ・取組状況等の情報発信

- ・「能代市認定地域クラブ活動」制度の運営
 - ・「能代市認定地域クラブ活動指導者」登録制度の運営
- ③市スポーツ協会・芸術文化協会等
- 地域クラブ設立等の支援
- ・運営団体との情報共有
 - ・学校、各協会、団体等との情報共有、連絡調整
- ④認定地域クラブ活動・地域クラブ活動等：実施主体
- ・クラブの安全管理、指導者の管理、参加費（会費）徴収など
 - ・運営団体、学校、指導者、保護者等との連携（活動日、生徒の管理）
- ⑤各小・中学校
- 関係団体との連携
- ・⑥地域展開推進員の設置（運営団体、認定地域クラブ活動等との連絡調整）
 - ・活動場所の提供
 - ・兼職兼業による連携
- 情報発信
- ・保護者等への情報提供
 - ・認定地域クラブ活動等の募集周知

2 ロードマップ



V その他

本計画は、国・県の方針や支援内容等により、必要に応じて見直しを図ります。

能代市部活動地域展開推進計画

令和8年4月

発行：能代市教育委員会

編集：能代市教育委員会 生涯学習・スポーツ振興課

TEL 0185-73-3221

FAX 0185-73-6459

E-Mail shou-supo@city.noshiro.lg.jp